

保護者 様

足利市立坂西中学校長 須藤 泰章

## 学校感染症による出席停止について

学校感染症は、学校において予防すべき感染症として、学校保健安全法に定められた感染症のことをいいます。児童生徒が感染症にかかった場合、本人の休養と他への伝染・流行を防ぐため、出席停止（欠席日数に含まれません）の処置をとることになっております。

万一、お子さんが感染症と診断された場合は、医師の登校許可が出るまでは出席停止となります。以下の出席停止期間を参考に、ご家庭でゆっくり療養させてください。

**\*これまで、医師の「治癒証明書」をいただく必要がありました。しかし、これから足利市小・中学校では、医師から登校許可がでたら、右記の「登校届」を保護者の方が記入し（病名、診断された病院名、休んだ期間など）提出していただくことになりました。「登校届」を登校の際に学級担任へ提出してください。**

※「登校届」は、坂西中のホームページからもダウンロードできます。また、学校にも印刷して置いてありますので、必要でしたらお声かけください。

### 主な感染症における登校基準

学校保健安全法施行規則より

病名	登校基準 (目安です。個人差もあるので必ず医師の指示に従ってください。)
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹(3日はしか)	発疹が消失するまで
水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化(かさぶた)するまで
インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
溶連菌感染症	適切な抗生剤治療後24時間を経て、解熱し、全身状態良好になるまで
感染性胃腸炎	下痢・嘔吐症状が消退した後、全身状態がよい者
マイコプラズマ 感染症	感染力の強い急性期が終わった後、全身状態がよい者
手足口病	全身状態が安定した者
ヘルパンギーナ	全身状態が安定した者
伝染性紅斑 (リンゴ病)	発疹のみで全身状態のよい者

※新型コロナウイルス感染症については、出席停止になりますが、まだ登校基準が明らかでないため、分かり次第追ってお知らせします。

# 登校届

足利市立坂西中学校長 様

年 組 番 生徒氏名 \_\_\_\_\_

インフルエンザの場合、○型と  
ご記入ください。

(例) インフルエンザ A型

病 名	
診断を受けた病院	
出席停止期間 (休んだ日)	平成 年 月 日 ~ 月 日

医師の許可が出ましたので登校します。

令和 年 月 日

保護者氏名 \_\_\_\_\_ (印)

# 登校届

足利市立坂西中学校長 様

年 組 番 生徒氏名 \_\_\_\_\_

インフルエンザの場合、○型と  
ご記入ください。

(例) インフルエンザ A型

病 名	
診断を受けた病院	
出席停止期間 (休んだ日)	平成 年 月 日 ~ 月 日

医師の許可が出ましたので登校します。

令和 年 月 日

保護者氏名 \_\_\_\_\_ (印)